

重要事項説明書

訪問看護／介護予防訪問看護／医療保険

事業者：訪問看護ステーション そらまめ

1. 概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション そらまめ	
所在地	三重県名張市百合が丘東9番町260番	
介護保険事業者番号	三重県 2461390045号	
医療機関番号	1390045	
管理者及び連絡先	氏名	野口 奈都子
	連絡先	0595-62-1000
通常事業実施地域	名張市	

(2) 当社の概要

名称・法人種別	医療法人康成会	
代表者名	堀井 康弘	
本社所在地・電話	奈良県北葛城郡河合町星和台二丁目1番地の20 0745-31-2071	
営業所数	居宅介護支援	2ヶ所
	訪問看護・介護予防訪問看護	1ヶ所
	訪問介護・第1号訪問事業	3ヶ所
	通所介護・第1号通所事業	3ヶ所
	住宅型有料老人ホーム	2ヶ所
	サービス付高齢者住宅特定施設	1ヶ所
	診療所	7ヶ所

2. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス、種類	人員
管理者(サービス提供者兼務)	管理業務	1名
サービス提供者	看護師	7名(常勤 5名、非常勤 2名)
	作業療法士	1名(常勤 名、非常勤 1名)
	理学療法士	名(常勤 名、非常勤 名)
	言語聴覚士	名(常勤 名、非常勤 名)
事務担当職員		1名(常勤 1名、非常勤 名)

3. 営業日及び営業時間

(1) 営業日

平日	土曜日
9:00～17:00	9:00～12:00

(2) 休業日 日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）

4. サービスの内容

- (1) 訪問看護及び介護予防訪問看護及び医療保険による訪問看護の利用者の自宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助、リハビリ等を行うサービスです。

5. サービス提供の過程

- (1) 介護支援専門員の作成した居宅サービス計画（ケアプラン）にもとづき主治医の訪問看護指示書または、介護予防訪問看護指示書に従って、訪問看護サービスを実施します。
- (2) 主治医の訪問看護指示書に従って、訪問看護サービスを実施します。

6. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」または、「介護予防訪問看護記録書」等に必要事項を記入又は入力します。
- (2) 事業者は、前記「訪問看護記録書」または、「介護予防訪問看護記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて必要な手続きを行っていただいた上で閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

7. 利用者負担金

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、別表のとおりです。
- (2) この金額は、介護保険又は健康保険の法定利用料に基づく金額です。
- (3) 保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）
- (4) 自己負担金は、毎月20日までに前月分の請求をいたします。お支払いは原則金融機関での自動引落としとさせていただきます。（毎月26日、当日が休日の場合 翌営業日）
- (5) 領収書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

8. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかにできるだけサービス利用の前日までに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）：0595-62-1000

9 相談窓口、苦情申立窓口

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談室	電話番号 0595-62-1000 FAX番号 0595-61-1622 担当者(管理者) 野口 奈都子 対応時間 9時～17時
三重県国民健康保険団体連合会 保険介護福祉課 介護障害福祉係	〒514-8553 三重県津市桜橋2丁目96 三重県自治会館2階 TEL: 059-222-4165 受付: 9時～17時(月～金曜日、祝日を除く)
名張市役所 福祉子ども部 介護・高齢支援室	〒518-0492 三重県名張市鴻之台1-1 TEL: 0595-63-7599

10 その他

- (1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
 - ② 看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助をおこなうこととされていますので、ご了承ください。
 - ③ 看護師等に対する、贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
 - ④ 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断り致します。他の利用者様・職員等へのハラスメント等により、サービス提供を中止させていただくことがあります。信頼関係を築くためにもご協力をお願い致します。
- (2) 自然災害発生時は「自然災害発生時における業務継続計画」に基づいて営業いたします。

1回/年以上研修を行っています。

※暴風雪警報及び特別警報が発令された場合、サービス提供を中止させていただきますことがあります。また大雪等で移動が困難、危険と判断した場合もサービス提供を中止させていただくことがあります。
- (3) 「感染症の予防及びまん延防止の指針」に基づき、感染予防及びまん延防止に努めています。また新型コロナ、インフルエンザ等の感染症発生時には「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」に基づいて営業いたします。

感染対策委員会を設置し、1回/月委員会を開催しています。
1回/年以上研修を行っています。
- (4) 虐待防止のための取り組み
「虐待防止のための指針」に基づいて虐待防止に取り組みます。

虐待防止委員会を設置し、1回/月委員会を開催しています。
- (5) 健康保険によるサービスをご利用の場合、マイナンバーカードによる確認を行わせていただきます。

1.1 当事業所のサービスの方針等

- まごころをもってサービスいたします。
- お客様の立場にたったサービスいたします。
- より良い生活を送れるようお手伝いいたします。
- 個人情報保護、介護サービス情報の公表制度に取り組んでいます。

訪問看護サービス 介護保険利用料金表

※令和 6 年 6 月改定 (今後、法改定に伴う改定の場合それに従う。)

◆要介護 1～5 の場合

	単位数	基本利用 (10 割) 目安 (※)	利用者負担金 (1 割) 目安 (※)	利用者負担金 (2 割) 目安 (※)
① 20 分未満	320	3,267 円	327 円	653 円
② 30 分未満	477	4,870 円	487 円	974 円
③ 30 分以上 60 分未満	829	8,464 円	846 円	1,693 円
④ 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,134	11,578 円	1,158 円	2,316 円
□緊急時訪問看護加算	600	6,126 円	613 円	1,225 円
□特別管理加算	250 又は 500	2,552 円 又は 5,100 円	255 円 又は 511 円	510 円 又は 1,020 円
□退院時共同指導加算	600	6,126 円	613 円	1,225 円
□初回加算	300 又は 350	3,063 円 又は 3,574 円	306 円 又は 357 円	715 円
ターミナルケア加算	2,500	25,525 円	2,553 円	5,105 円
複数名訪問加算 I	254	2,593 円	259 円	519 円
イ. 所要時間が 30 分未満の場合				
ロ. 所要時間が 30 分以上の場合	402	4,104 円	410 円	821 円

※実費負担 死後処置料 10,000 円 (税別)

◆要介護 1～5 の場合 (リハビリ)

理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士によるリハビリ	単位数	基本利用料 (10 割) 目安 (※)	利用者負担金 (1 割) 目安 (※)	利用者負担金 (2 割) 目安 (※)
⑤ 20 分未満	300	3,063 円	306 円	613 円
⑥ 20 分以上 40 分未満	600	6,126 円	613 円	1,225 円
⑦ 40 分以上 60 分未満	810	8,270 円	827 円	1,654 円

介護予防訪問看護サービス 介護保険利用料金表

※令和 6 年 6 月改定 (今後、法改定に伴う改定の場合それに従う。)

◆要支援 1、2 の場合

	単位数	基本利用 (10 割) 目安 (※)	利用者負担金 (1 割) 目安 (※)	利用者負担金 (2 割) 目安 (※)
⑧ 20 分未満	309	3,155 円	316 円	631 円
⑨ 30 分未満	457	4,666 円	467 円	933 円
⑩ 30 分以上 60 分未満	800	8,168 円	817 円	1,634 円
⑪ 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1096	11,190 円	1,119 円	2,238 円

※実費負担 死後処置料 10,000 円 (税別)

◆要支援 1、2 の場合 (リハビリ)

理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士によるリハビリ	単位数	基本利用料 (10 割) 目安 (※)	利用者負担金 (1 割) 目安 (※)	利用者負担金 (2 割) 目安 (※)
⑫ 20 分未満	290	2,961 円	296 円	592 円
⑬ 20 分以上 40 分未満	580	5,922 円	592 円	1,184 円
⑭ 40 分以上 60 分未満	783	7,994 円	799 円	1,599 円

◇1 単位 10.21 円は月合計に対してなので上記金額とは一致しません。参考のため金額の目安を記載しています。

◇①～⑭の単位数の中にサービス提供体制加算 6 単位が含まれます。

◇交通費 通常の事業実施提供地域 (名張市) 以外の地域についてのみ、所定単位数の 5% 加算になります。

◇上記の利用者負担金は「決定代理受領 (現物給付)」の場合について記載します。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が (10 割) を支払い、その後市町村に対して保険給付分 (9 割又は 8 割) を請求することになります

訪問看護サービス 医療保険利用料金表

※令和 6 年 6 月改定 (今後、法改定に伴う改定の場合それに従う。)

訪問看護基本療養費 (I)	・週 3 日まで 5,550 円×訪問日数 ・週 4 日以降 1 日につき 6,550 円×訪問日数
訪問看護基本療養費 (III) (外泊中)	8,500 円
難病等複数回訪問加算	・4,500 円×2 回訪問日数 ・8,000 円×3 回以上訪問日数
緊急訪問看護加算	2,650 円×緊急訪問日数
長時間訪問看護加算 (90 分を超える場合)	週 1 回につき 5,200 円
乳幼児加算又は幼児加算	1 日につき 1,300 円又は 1,800 円
複数名訪問看護加算	・4,500 円 (週 1 回) ・看護補助者の場合 3,000 円
訪問看護管理療養費	・1 日につき初日は 7,670 円 ・2 日目以降 3,000 円×訪問日数
夜間・早朝加算 (6 時～8 時, 18 時～22 時) 深夜加算 (22 時～6 時)	・2,100 円 ・4,200 円
<input type="checkbox"/> 24 時間対応体制加算	6,800 円/月
<input type="checkbox"/> 特別管理加算	・2,500 円/月 ・重症度等の高い場合 5,000 円/月
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	8,000 円
<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	6,000 円
<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	2,000 円
<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算	3,000 円
<input type="checkbox"/> 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円
訪問看護情報提供療養費	1,500 円
訪問看護ターミナルケア 療養費 I	25,000 円
訪問看護医療 D X 情報活用加算 (※)	50 円/月
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	月 1 回につき 780 円

* 利用料は費用額の 1～3 割 (被保険者証で確認いたします。)

* 交通費 一律 1 回/150 円

(※) 訪問看護医療 D X 情報活用加算

ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています。

イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療 D X を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

ウ 医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についての事務所内への掲示及びウェブサイトへの掲載を行っています。

保険外サービス利用料

営業時間内	1 時間当たり 5,000 円 (税別)
営業時間外	1 時間当たり 6,250 円 (税別)
交通費	名張市内 無料 伊賀市 300 円 伊賀市以外 500 円
死後処置料	10,000 円 (税別)

年 月 日

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスまたは、介護予防訪問看護サービスの提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 三重県名張市百合が丘東9番町260番

事業者名 訪問看護ステーション そらまめ

説明者 職名 看護師

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。
私は、訪問看護サービスまたは、介護予防訪問看護サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

上記代理人（代理人を選任した場合及び家族が代筆した場合）

住所

氏名

続柄
